

9～16 消費税、酒税以外の間接税各表

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税事績を掲げた。ただし、印紙税については上記期間における現金納付に係る分を掲げた。

各税の課税状況における「差引税額」または「差引計」は、申告書ごとの合計となっており、税額から控除税額を差し引いた金額とは一致しない。

2 消費税、酒税以外の間接税の概要

(1) 「9 たばこ税及びたばこ特別税」

たばこ税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。
たばこ税の税率は、次のとおりである。

イ 喫煙用の製造たばこ	1,000本につき	平成22年9月30日まで	3,552円
・紙巻たばこ		平成22年10月1日から	5,302円
・葉巻たばこ		平成30年10月1日から	5,802円
・パイプたばこ		令和2年10月1日から	6,302円
・刻みたばこ		令和3年10月1日から	6,802円
ロ かみ用の製造たばこ			
ハ かぎ用の製造たばこ			
ニ 紙巻たばこ旧3級品	1,000本につき	平成22年9月30日まで	1,686円
		平成22年10月1日から	2,517円
		平成28年4月1日から	2,950円
		平成29年4月1日から	3,383円
		平成30年4月1日から	4,032円
		令和元年10月1日から	5,802円

(注) たばこ特別税は、たばこ税に併せて課され、1,000本につき820円（上記ニについては、平成29年3月31日までは456円、平成30年3月31日までは523円、令和元年9月30日までは624円）である。

(2) 「10 挿発油税及び地方挿発油税」

挿発油税及び地方挿発油税は、挿発油に対して課税される。
挿発油税及び地方挿発油税の税率は、挿発油 1 kℓにつき次の金額である。

挿発油税	48,600円
地方挿発油税	5,200円
計	53,800円

(3) 「11 航空機燃料税」

航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。
航空機燃料税の税率は、航空機燃料 1 kℓにつき

航空機燃料税	26,000円
		平成23年4月1日から
		18,000円
		令和3年4月1日から
		9,000円

ただし、沖縄路線航空機 1 kℓにつき

航空機燃料税	13,000円
		平成23年4月1日から
		9,000円
		令和3年4月1日から
		4,500円

特定離島路線航空機 1 kℓにつき

航空機燃料税	19,500円
		平成23年4月1日から
		13,500円
		令和3年4月1日から
		6,750円

(4) 「12 石油ガス税」

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスに対して課税される。
石油ガス税の税率は、課税石油ガス 1 kgにつき17円50銭である。

(5) 「13 石油石炭税」

石油石炭税は、原油の採取場から移出する原油、ガス状炭化水素又は石炭及び保税地域から引き取る原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に対して課税される。

石油石炭税	2,040円
		平成24年10月1日から
		2,290円
		平成26年4月1日から
		2,540円
		平成28年4月1日から
		2,800円

ガス状炭化水素 1 tにつき

石油石炭税	1,080円
		平成24年10月1日から
		1,340円
		平成26年4月1日から
		1,600円
		平成28年4月1日から
		1,860円

石炭 1 tにつき

石油石炭税	700円
		平成24年10月1日から
		920円
		平成26年4月1日から
		1,140円
		平成28年4月1日から
		1,370円

(6) 「14 印紙税」

印紙税は、流通取引に関連して作成される文書に対して課税される。

印紙税の税率は、次のとおりである（一般的な契約書、証書等のうち主なものについて掲げた。）。

イ 不動産の譲渡契約書、消費貸借契約書、運送契約書

契約金額により 200円～60万円（契約金額1万円未満は非課税）

不動産の譲渡契約書で契約金額が10万円を超えるものについては税率が軽減されている。

ロ 請負契約書

契約金額により 200円～60万円（契約金額1万円未満は非課税）

建設工事に係る請負契約書で契約金額が100万円を超えるものについては税率が軽減されている。

ハ 約束手形、為替手形

手形金額により 200円～20万円（手形金額10万円未満は非課税）

ニ 株券、出資証券、社債券、受益証券

券面金額により 200円～2万円

ホ 預貯金証書、保険証券、信用状等

1通につき200円

ヘ 配当金領収証、配当金振込通知書

配当金額3,000円以上の場合200円（配当金額3,000円未満は非課税）

ト 金銭、有価証券の受取書で営業に関するもの

受取金額により 200円～20万円（受取金額5万円未満は非課税）

チ 預貯金通帳、信託通帳、掛金通帳

1冊1年につき200円

リ 判 取 帳

1冊1年につき4,000円

(7) 「15 電源開発促進税」

電源開発促進税は、一般送配電事業者の販売電気の電力量に対して課税される。

電源開発促進税の税率は、販売電気1,000kWhにつき375円である。

(8) 「16 國際観光旅客税」

国際観光旅客税は、国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国に対して課税される。

国際観光旅客税の税率は、本邦からの出国1回につき1,000円である。